

# 厳しい時こそ冷静沈着に



## 難局突破へ決意新た

### 三年目の年迎え恒例の集り

恒例の賀詞交歓会は1月  
二十三日(月曜日)大阪市  
北区の新阪急ホテルで開催。

本年は関係諸官庁、金  
融機関、登録業者および協  
力会員など五十五名の盛大

理事長は、「組合設立三年  
目の迎春だが、どこへ行つ  
べき頭挨拶に起った坂東

時こそ冷静、沈着に、勇気

を持って、あらゆる自助努力

を断行して、ともども危

ても不況風の話題で深刻さ

はわかるが、過度の萎縮憶

も肝要。午年にちなみ、天

馬空をゆく年としよう」と

信念を訴えた。

続いて当日ご列席の後記

各来賓、販売業界代表の祝

詞があり開宴、いつものよ

うな余興がとび出し、業界

の未来を占うかのような盛

り上りのうちに、予定時刻

に頑張ろうと、激励の

あいさつをする坂東理

事長(左)。会場には一瞬

緊張の色がみなぎって

いた(右)。



### 組合のあゆみ

53年1月～4月

▼1月  
19日(月)近畿ダクト工業協会  
新年会に招かれて理事長  
出席。

23日(木)常務会(理事長他三  
名)。当組合新年互礼会  
(一面記事参照)

3日(火)第二十二回理事会  
(一面記事参照)

春の水面  
花は、春の表情  
水もまた、ひそかに  
その水面に、春の  
心を告げている。

(理事長他九名)  
主な協議事項  
①登録業者名簿の整理  
②協力会員制の確立  
③慶弔規程の一部改訂  
④ダクト工事研究調査会  
⑤一社転貸の審査  
⑥組合員台帳の更改(実  
態調べ)

8日(金)全ダ連常務会(於東  
京ホテル国際観光、理事  
長、事務局長出席)  
役員が東急ビルの事務所  
に小坂顧問先生を訪問ご  
あいさつ。

14日(火)総務金融委員会(於  
商工中金会議室、副理事  
長、事務局長出席)  
生を訪問ごあいさつ。坂  
東会長及び事務局長、労  
働省技検課訪問。  
近況報告を聞く。

長他十名出席して中金担  
当者と協議)  
21日(月)待望の定款変更の認  
可が到着、変更登記とと  
もに共同受注の準備を開  
始。

25日(金)九州ダクト工業会総  
会に招かれて理事長出席。

7日(火)ダクト協同組合協議  
会(於東京ホテル国際観  
光、理事長、事務局長出  
席)。第一議員会館事務  
所に幹部役員有馬顧問先  
生を訪問ごあいさつ。坂  
東会長及び事務局長、労  
働省技検課訪問。

31日(火)決算日(年度替り)  
(理事長他七名出席)  
1日(水)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)  
7日(火)常務会(副委員長他三名  
出席)  
24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)

27日(金)総務金融委員会(委  
員長他二名出席)

29日(日)常務会(理事長他三  
名出席)

4月

1日(水)新年度スタート。  
(理事長他七名出席)

7日(火)第二十三回理事会  
(理事長他三名出席)

24日(火)購買事業の基準単価  
検討会(副委員長他三名出席)  
及び登録業者五名出席)









四、前項の請求をした理事事は、同項の請求をした日から五日以内に、正當な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続をしないときは、みずから理事会を招集することができる。

#### (理事会招集の手続)

第四四条 理事会の招集は会日の七日前までに日時および場所を各理事に通知してするものとする。

ただ、理事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができ

る。

#### (理事会の議事)

第四五条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第四六条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第四七条 理事会は、法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(総会に提出する議案)

〔その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項〕

(理事会の議長および議事録)

第四八条 理事会においては、理事長がその議長となる。これは、第四二条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、同条第五号中「〔可決、否決の別および賛否の議決権数〕」とあるのは「〔可決、否決の別および賛否の議決権数〕」と読み替えるものとする。

(委員会)

第四九条 本組合は、その事業の執行に関し、理事

会の諮問機関として委員会を置くことができる。

二、委員会の種類、組織および運営に関する事項

は、規約で定める。

#### (第七章 会計)

第五〇条 本組合の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三一日に終るものとする。

(法定利益準備金)

第五一条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の一〇分の一以上を準備金として積立てるものとする。

二、前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、とりくさらない。

(資本準備金)

第五二条 本組合は、加入金、増加金、および減資差益(第一四条ただし書き)の規定によって払いもどしをしない金額を含む)は、資本準備金として積立てるものとする。

(特別積立金)

第五三条 本組合は、毎事業年度の利益剰余金の一〇分の一以上を特別積立する。

(法定繰越金)

第五四条 本組合は、第七条第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の利益剰余金の二〇分の一以上を翌事業年度に繰越するものとする。

(利益剰余金および繰越)

第五五条 一事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第五一条の規定による法定利益準備金、第五三条の規定による法定繰越金を控除してなお剩余があるときは、組合員に配当し、または翌事業年度に繰越すものとする。

(資金の借入)

第三条 前条の資金の借入について借入条件、その他の必要な手続きについては取引金融機関と協議して理事会で定める。

(連帯保証)

第四条 第二条の資金の借入れに際して保証責任は全員が負うこととするが連帯保証は役員が行う。

(委員会)

第四九条 本組合は、その事業の執行に関し、理事

(利益剰余金の配当)

第五六条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、または事業年度末ごとに、組合員の事業利用した分量に応じてし、または事業年度末における組合員の出資額および組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

第五七条 損失金のてん補は、特別積立金、法定利益準備金、資本準備金、の順序にしたがってする。

二、前項の事業資金借入金の手数料を徴する。

申込書の様式および必要な添付書類は別に定め

る。

（職員退職給与引当金）

第五八条 本組合は、事業年度末ごとに、職員退職給与引当金として、職員退職給与総額の一〇〇分の四以上を計上する。

（附則）

第五九条 設立当時の役員の任期は、第二二条の規定にかかるわらず、初年度に定めにかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六〇条 第五〇条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一一条 第五〇条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六二条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六三一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六四条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六五一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六六一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六七一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六八一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六九一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一〇一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一一一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二三条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二四条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二五条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二六条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二七条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二八条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二九条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一〇条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一二条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一三条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一四条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一五条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一六条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一七条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一八条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二一九条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二〇条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二一一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二二二条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二三三条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二四四条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二五五条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二六六条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二七七条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二八八条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二九九条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二一〇〇条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日までとする。

第六一二二一〇一一条 第二二条の規定にかかるわらず、第一回通常総会の日